

副次的な学籍制度の概要について ~インクルーシブ教育システムの構築を目指して~

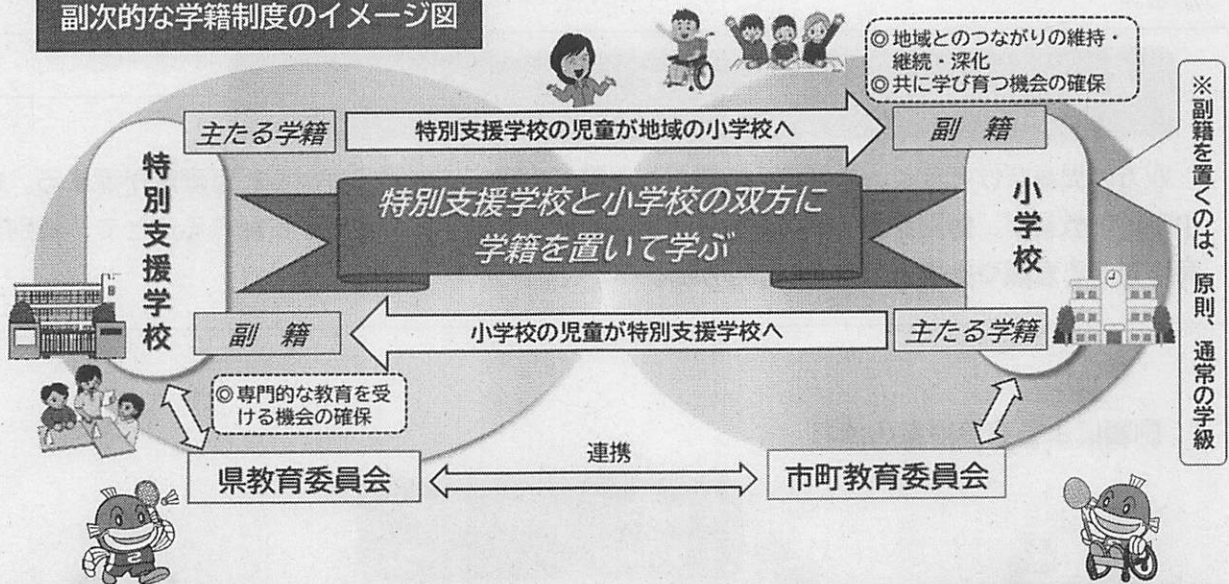
【課題】

- ・義務教育段階の児童生徒数に占める特別支援学校在籍数の割合が全国に比して高い。
 (R2特別支援学校在籍数割合) 全国:0.80% 本県:1.03%
- ・共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の仕組みづくりが必要。

1. 副次的な学籍(副籍)とは

副籍とは、障害のある児童が居住地を通学区域とする小学校(公立小学校および義務教育学校前期課程)と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための新たな仕組みで、平成28年度から県内6市と共同研究に取り組み、令和4年度から制度化を目指す。

副次的な学籍制度のイメージ図



県立特別支援学校に籍がある児童が
 小学校に副籍を置く場合

県立特別支援学校小学部に籍がある児童が、居住地域とのつながりの維持・継続・深化を図り、障害のある児童と障害のない児童が共に学び育つという観点から、小学校において学習する機会を設けるために、小学校に副籍を置くことができる。

小学校に籍がある児童が
 県立特別支援学校に副籍を置く場合(試行)

小学校に籍がある特別支援学校への就学要件(学校教育法施行令第22条の3)に示された視覚障害者、聴覚障害者および肢体不自由者の区分を満たす児童が、教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や、専門的な指導を受ける機会を確保するために、必要に応じて県立特別支援学校に副籍を置くことができる。

2 副籍の意義と目的

共生社会の実現

副籍によって、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶことで、様々な力をもつすべての児童が、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、互いに支え合いながら共に学ぶことで共生社会の実現を目指す。



障害のある児童にとって

個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択することができるとともに、副籍校で様々な人々と共に助け合って生きていく力を養うことで、積極的な社会参加につながる。

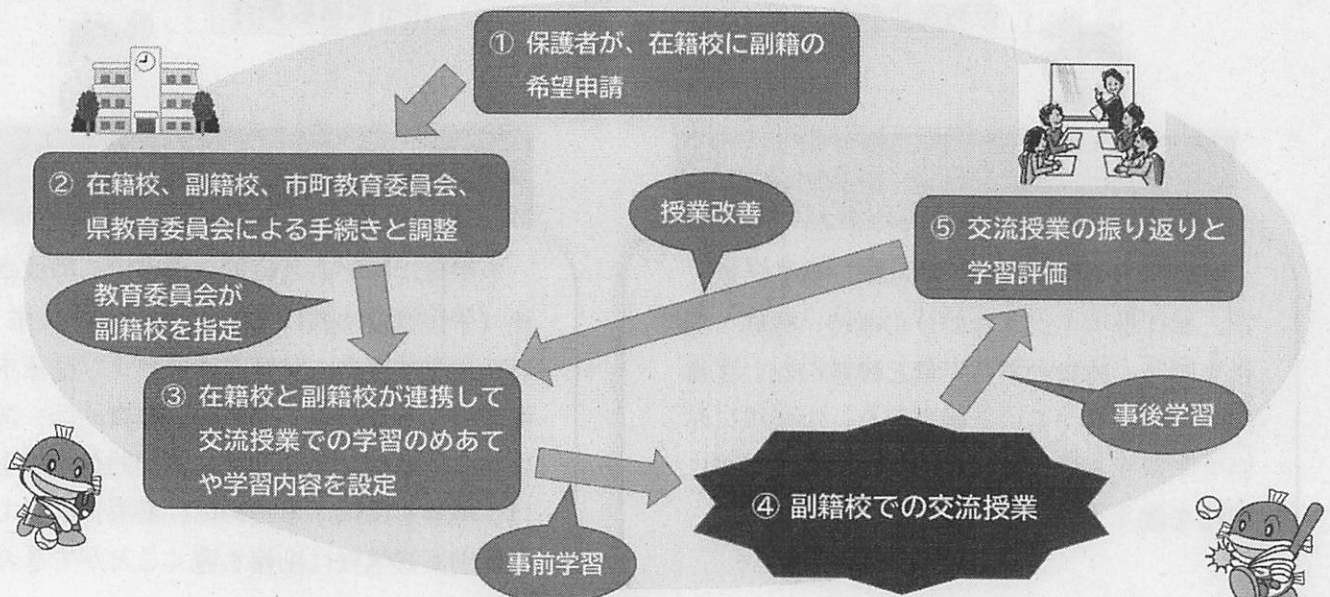
障害のない児童にとって

同世代の障害のある児童と共に学ぶことで、自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながる。

教職員や保護者にとって

双方の児童だけでなく、小学校の教職員や保護者の障害に対する理解や相互理解が深まる。また、小学校の教員が、特別支援学校の保護者の思いや特別支援学校の専門性に触れることで、特別支援教育に対する意識や指導力の向上につながる。

3 副籍による交流授業の流れ



※保護者からの希望申請から取組がスタートします。

4 副籍による交流授業の実際

① 交流授業の回数

回数や時間についての決まりはない。児童や学校の実情に合わせて設定する。児童はもとより、保護者や学校の負担のない範囲で実施することが大切である。直接ふれあう交流だけではなく、ICTを活用するなどして負担の少ない方法を織り交ぜることで、息の長い継続した取組にしていきたい。

② 送迎・引率・付添い

副籍校までの送迎は、保護者で行っていただくが、副籍校での引率は、原則、在籍校の教員が行う。しかし、在籍校の指導体制から、引率できる回数は限られてくる場合があり、保護者に付添いをお願いすることがある。ただし、その際は、事前に当日の学習内容等の計画について、在籍校から丁寧に説明するなど保護者の了解の上で行う。

③ 副籍の取扱い

法令上は二重に学籍をもつことはできない。そのため、副籍校の名簿等に名前が記載されるわけではないが、副籍校は、対象児童のための机や椅子、ロッカー、下駄箱など、学級の一員として迎える準備を行う。なお、副籍校の交流授業に参加した日は、在籍校における出席の扱いになり、在籍校の授業として取り扱う。

④ 医療的ケアが必要な児童への対応

副籍の対象となる児童のうち、医療的ケアが必要な児童も副籍制度の対象。副籍校での交流授業は、主治医等の指導助言の下で安全に実施する必要があり、保護者を交えた綿密な打合せを行う。なお、副籍校への看護師の派遣について、在籍校を所管する教育委員会が計画的に対応する。

5 副籍研究における交流授業の様子

小学校に副籍を置く場合



特別支援学校の朝の会を小学校で行いました。慣れ親しんだ学習で、小学校の友だちと一緒に主体的に活動することができました。

小学校の図画工作科の授業で共同制作に取り組みました。友だちが描く様子を見て発想を膨らませて色を付けることができました。



学級通信や学習の成果物を交換して双方の教室に掲示するなど、間接的な交流を通じてお互いの理解を深めることにつながりました。



小学校の書写の時間に習字に取り組みました。一生懸命書いた字を、友だちに褒めてもらい達成感を感じることができました。

特別支援学校に副籍を置く場合

特別支援学校の自立活動の時間に身体を緩める活動に取り組みました。特別支援学校の先生から褒められたことで自信が付き、小学校での自立活動に意欲的に取り組めるようになりました。



保護者の声

地元の子どもたちと関わる機会は、我が子にとって貴重な経験になりました。お互いを理解し支え合う、そんなきっかけになれば嬉しいです。少しずつ小学校に慣れていく姿を見るのも嬉しく感じました。

(特別支援学校保護者)

小学校で勉強することができて、本人ががんばる姿もたくさん見ることができて嬉しかったです。今後も無理なく、楽しく交流を続けていく中で、色々な経験をたくさんしていけるといいなと思います。

(特別支援学校保護者)

副籍校での学習をととても楽しみにしていました。副籍校で作った作品や学習したプリントを見せながら楽しかったことをよく話すようになりました。

(小学校保護者)

保育園の友だちとの関係がもててよかったです。他学年の子どもや先生方にも顔を覚えてもらえると、地域で生活する中で、安心して過ごすことにつながると思います。交流の時の写真を見ると、みんなと一緒に楽しく活動できていたようで嬉しく感じました。

(特別支援学校保護者)

教員の声

普段の学習で身に付けた力を副籍校でも発揮し、学期に1回でしたが主体的に活動することができました。また、校種の異なる教員が密に連携することで双方の理解を深めることにつながりました。

(特別支援学校教員)

自立活動では専門的な知識や方法を学ぶことができ、在籍校での毎日の学習に生かすことができました。また、たくさん友だちと活動する中で社会性を身に付ける場にもなりました。

(小学校教員)

国が示す「副次的な籍」の位置付け

時 期	法令・学習指導要領等
平成16年	<p>障害者基本法改正</p> <p>国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との<u>交流及び共同学習</u>を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。（第14条）</p> <p>※「交流教育」という呼称が「交流及び共同学習」に改められ、新たな法的規定が示された。</p>
平成20年 平成21年	<p>学習指導要領改訂</p> <p>特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との<u>交流及び共同学習¹</u>の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることを明記</p>
平成23年	<p>障害者基本法改正</p> <p>障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、<u>可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮することについて規定</u>（第16条）</p>
平成24年	<p>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）</p> <p>（就学相談・就学先決定の在り方について）</p> <p><u>就学時に決定した学びの場は決定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。</u></p> <p>（多様な学びの場の整備と学校間連携の推進）</p> <p>障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、<u>地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。</u></p> <p>一部の自治体で実施している居住地校に<u>副次的な籍</u>を置くことについては、<u>居住地との結びつきを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進するうえで意義がある。</u>この場合、児童生徒の付添いや時間割の調整などが現実的課題であり、それらについて検討していく必要がある。</p>
平成26年	<p>障害者の権利に関する条約の批准</p>

¹ 交流及び共同学習は、障害のある子どもと障害のない子どもが、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目指す「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。（交流及び共同学習ガイド（H20 文科省）より）

	<p>同条約が求めるインクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み</p>
平成29年	<p>ユニバーサルデザイン2020行動計画</p> <p>障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子どもたちが頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー²」を身に付けることが重要</p>
平成29年 平成31年	<p>学習指導要領の改訂（交流及び共同学習の位置付け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。（小学校） ・同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。（小学校） ・学校間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。（特別支援学校） ・特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うこと。（特別支援学校）
令和3年 1月	<p>新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）</p> <p>（きめ細かな就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援）</p> <p><u>障害のある子供の学びの場は固定したものではなく、就学後も障害のある子供が連続性のある多様な学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、十分な教育が受けられるよう、教育相談や個別の教育支援計画により柔軟に見直されるべきものである。</u></p> <p>市区町村教育委員会の総合的判断で特別支援学校に就学することになった場合であっても、<u>居住する市区町村教育委員会が引き続き、その子供の教育に深く関わり、居住地の小学校に副次的な籍</u>を設けるなど、障害のある子供が居住地域とのつながりを維持できるような取組が期待される。</p> <p>（副次的な籍の展開）</p> <p>特別支援学校に在籍する児童生徒は、居住する地域から離れた特別支</p>

² 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

	<p>援学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合がある。一部の地域で取り組まれている特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に<u>副次的な籍</u>を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との<u>交流及び共同学習</u>を継続的に推進したりする上でも有意義であり、その<u>一層の普及を推進することが重要</u>である。</p> <p>副次的な籍等を活用した居住地域の学校との<u>交流及び共同学習</u>が継続的に行われるためには<u>特別支援教育コーディネーター</u>を中心とした学校間や家庭等との連携強化や特別支援教育支援員の活用が求められる。</p>
<p>令和3年 1月</p>	<p>中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～）</p> <p>④特別支援学校の教育環境の整備</p> <p>特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に<u>副次的な籍</u>を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との<u>交流及び共同学習</u>を継続的に推進したりする上でも有意義であり、その<u>一層の普及を推進することが重要</u>である。</p>
<p>令和3年 6月</p>	<p>障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実について～</p> <p>特別支援学校に就学する場合には、居住する地域から離れた特別支援学校に通学することにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合があるため、特別支援学校に在籍する子供が居住する地域の学校に<u>副次的な籍</u>を置く取組等を活用しながら、居住地にある小中学校等との交流及び共同学習の積極的な実施に向け、あらかじめ本人及び保護者の意向を確認することも進めておくことが重要である。また、この交流及び共同学習の実施については、<u>本人及び保護者、特別支援学校、居住地にある小中学校等の三者が緊密に連携しながら協議の場をもち、十分な話し合いを行い合意していくことが望ましく、こうした体制が構築できるよう、特別支援学校の設置義務を有する都道府県教育委員会と市区町村教育委員会が連携し、域内全域での取組となるよう努めるべき</u>である。</p>